

【資料 3】

令和 7 年度行政評価に係る外部評価の実施について（案）

1. 実施根拠

旭市行政評価実施要綱第 5 条の規定に基づき、行政改革推進委員会に対し、行政評価の結果について第三者的視点による意見を求めます。

2. 目的

外部評価を実施することで、今後の事業のあり方に関する市民目線の意見等を取り入れ、事業の成果の向上に結びつけることを目的とします。

3. 日程 令和 7 年 8 月 1 9 日（火）

※第 7 回行政改革推進委員会において実施

4. 対象事業

一昨年まで、事務事業の状況を総合的に判断した評価である「事務事業の進捗」が、前年度の実績について最も低い評価の「停滞」と判定された事業から、過去に外部評価を実施した事業を除いて、その中から 3 事業程度を選択する方法により外部評価を行ってきました。

しかし、評価「停滞」を主な要件とすると対象事業が絞られすぎることや、真に外部評価を受けるべき事業が評価対象とならない場合があるため、今年度から、現在市が抱えている問題の中から、市民目線の意見を積極的に取り入れるべきと思われるテーマを事務局が選定し、その中から評価対象事業を選定していただく方式とします。

今回は 5 テーマを選定し、それに関連する事務事業を別添資料 4 の通り記載しています。この中から本委員会において対象事業 3 ～ 4 事業を選定いただき外部評価を実施します。（1 事業あたり 3 5 ～ 4 5 分）。